平成２９年（フ）第３１号
静岡県富士市蓼原722番地の３　レオパレスＷＩＳＴＥＲＩＡ101号
債務者　大平　祐介
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１号
静岡県掛川市満水379番地の１
債務者　横井　直里
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
兵庫県加西市大村町182番地の１
債務者　後藤　信江
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２３号
山口県山陽小野田市大字小野田733番地４
債務者　宮田　善幸
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第３０号
香川県高松市国分寺町国分207番地５
債務者　香西　直人
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８３号
大阪府枚方市村野本町37番１―101号
債務者　佐野　　剛
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７７３号
大阪市港区弁天４丁目７番９号
債務者　原　　雅男
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７８２号
大阪府寝屋川市萱島信和町20番16号（101号）
債務者　平川美惠子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８４０号
大阪府交野市梅が枝43番405号
債務者　斉藤義明こと齋藤義明こと　齊藤　義明
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８５４号
大阪府枚方市牧野本町１丁目43番６号
債務者　杉山いづみ
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９５６号
大阪府茨木市総持寺２丁目14番１―306号
債務者　岡本　純一
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷450番地４エスポワールくるり105、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷534番地67　坂元アパート101
債務者　杉本　元気
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
長崎県五島市三井楽町貝津538番地５
債務者　平野　次俊
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第２０号
北海道苫小牧市柳町４丁目６番５号　エルストファーゼⅠ　105号
債務者　谷口真龍子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２号
岩手県釜石市甲子町第４地割189番地１　洞泉市営住宅514号
債務者　伊藤　賢一
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第１４号
秋田県能代市住吉町７番７号　市営住吉町住宅　Ｓｕ３棟208号
債務者　國松　範生
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１２号
福島県いわき市四倉町字西４丁目11番地の４
債務者　片寄　美紀（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福島地方裁判所いわき支部